

ネットワーク端末賃貸借（令和5年度導入）入札仕様書

この仕様書は、宮崎市（以下「発注者」という。）における「ネットワーク端末賃貸借（令和5年度導入）」に伴う機器の導入について、必要な仕様を定める。

1. 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の借入、搬入、初期設定及び発注者に対する諸手続きを含むものとする。

本仕様書に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

2. リース期間

機器のリース期間は令和6年1月1日から令和10年12月31日とする。

3. 機器の性能・数量

調達機器は、別添「調達仕様書」を参考すること。

4. 機器の搬入、設置

(1) 受注者は各機器を令和5年12月22日までに別添「ネットワーク端末賃貸借（令和5年度導入）機器納入要件」に従い、発注者へ引き渡すこと。

(2) 受注者は、発注者に引渡を完了するまでの間、機器の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故についてその責を負うものとする。

(3) 受注者は、本賃貸借契約期間が満了したときは、すべての機器・ソフトウェアを発注者に無償で譲渡するものとする。

(4) 受注者は、業者名・リース期間など発注者が指示する必要な情報をラベルに記載し、機器に貼付けし、納品するものとする。

(5) ソフトウェアなどのCD類については、発注者の指示に従い、分類し、CDブックに格納し、納品すること。

5. 保証

機器のメーカーが以下の要件を満たすこと。

(1) 機器は1年以上の無償保証を有すること。

(2) 上記保証期間中の故障については、発注者の要請（1年に4回を限度とする。）に基づき、発注者の指定する場所に赴き、故障原因の特定及び保守作業を無償で行なうこと。ただし、故障原因の特定後、発注者の指定する場所での保守作業が困難な場合は、個人情報保護対策を講じたうえで輸送、保守作業を行なうこと。

(3) 賃貸借期間中、機器の修理部品の供給が可能であること。

6. その他

本仕様書に記載のない事項、または記載事項に疑義が生じた場合は、受注者はその都度発注者と協議するものとする。

以上